

毎週火・金曜日発行

# 山口県報

平成21年  
11月10日  
(火曜日)

## 目次

告示

土地改良区定款変更の認可（農村整備課）……………

保安林指定の解除（萩市）（森林整備課）……………

公告

県営鹿野大潮地区中山間地域総合整備事業（小潮換地区）の換地処分（農村整備課）……………



### 山口県告示第四百十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定に基づき、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

平成二十一年十一月十日

山口県知事 二井 関成

土地改良区の名称	認可年月日
宇部市厚南際波土地改良区	平成二一、一〇、二二
大和土地改良区	二七

### 山口県告示第四百十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第二項の規定により、保安林の指定を次のとおり解除する。

平成二十一年十一月十日

山口県知事 二井 関成

- 解除に係る保安林の所在場所  
萩市大字椿東字奈古屋一八九の一六・一八九の二二四（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、一八九の二二五、一八九の七八八
- 保安林として指定された目的  
名所又は旧跡の風致の保存
- 解除の理由  
急傾斜地崩壊防止施設用地とするため  
（「次の図」は、省略し、その図面を山口県農林水産部森林整備課及び萩市農林水産部林政課に備え置いて縦覧に供する。）



### （三四五）県営鹿野大潮地区中山間地域総合整備事業（小潮換地区）の換地処分

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第九項の規定により、県営鹿野大潮地区中山間地域総合整備事業の施行に係る小潮換地区の換地処分を次のとおり行いました。

平成二十一年十一月十日

山口県知事 二井 関成

- 換地処分の年月日  
平成二十一年十月二十六日
- 換地処分の内容  
県営鹿野大潮地区中山間地域総合整備事業（小潮換地区）換地計画書に記載された換地計画のとおり

平成二十一年十一月十日  
発行

発行  
行人所

山口県  
知事  
庁